

重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護



株式会社 モナトリエ

重要事項説明書

本重要事項説明書において、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容や契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 介護保険サービスを運営する法人について

法人名称	株式会社モナトリエ
代表者氏名	濱田 時栄
本社所在地	福岡県北九州市小倉北区魚町4丁目3-8
連絡先	093-512-5001
法人設立年月日	昭和49年6月11日

2 介護保険サービスを提供する事業者について

事業者名称	グループホーム モンテラッセ
指定事業者番号	4090500332
管理者	福田 美代子
本社所在地	福岡県北九州市小倉南区蒲生2丁目4-11
連絡先	TEL 093-967-0816 / FAX 093-967-0817
開設年月日	平成29年12月20日

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

要介護状態の認知症である被保険者（以下「利用者」という）について、家庭的な環境の中で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができ、地域住民との交流の機会を持ち続けられるように支援します。

(2) 事業の方針

(ア) 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の内容に沿ったものとします。

(イ) 利用者の意思及び人格、人権を尊重した個別の介護計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供するとともに、その内容及び提供方法について利用者及びその家族に対しわかりやすく説明します。

(ウ) サービスの担い手が常に誠意をもって質のサービスが提供できるように管理、評価を行います。

4 施設概要

利用定員は居室数の18名までとし、利用者は原則北九州市の被保険者に限ります。

建築	鉄骨造2階／延床面積 744.85 m ² ／敷地面積 532.87 m ²
居室	2ユニット 計18室／専有面積 8.6 m ² ～12.18 m ²
食堂	2室
居間（共同生活室）	2室
共同トイレ	6か所
浴室（特浴室）	1室
洗濯室（汚物処理室）	2室
介護職員室	1室

5 職員配置及び職務内容

(1) 職員の配置状況

職種	員数	保有資格
管理者	1名以上	介護福祉士／介護支援専門員／認知症対応型サービス事業管理者研修／認知症介護実践リーダー研修等
計画作成担当者	1名以上	介護福祉士／介護支援専門員／認知症介護実践者研修等
介護従事者	12名以上	介護福祉士／作業療法士／認知症介護実践リーダー研修／認知症介護実践者研修／初任者研修等

(2) 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	(ア) 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 (イ) 法令等において規定されている指定認知症対応共同生活介護（介護予防認知症対応共同生活介護）の実施に関し、従業者に対して遵守すべき事項において指揮命令を行います。
計画作成担当者	(ア) 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、適切な運用及び管理を行い、その内容等について利用者及びその家族に対し説明します。 (イ) 介護保険に関する届出の申請を支援します。
介護従事者	(ア) 利用者の心身状況を的確に把握し、サービス計画に基づく入浴、排泄、食事、その他日常生活の介護、相談、援助業務等を行います。

6 提供するサービスの内容と利用料金

当事業所で提供するサービス等について、「介護保険が適用されるもの」と「実費を負担していただくもの」があります。また、当事業所内で利用する「外部サービス」については、当該事業者との契約によって定められた料金負担が発生します。

(1) 介護保険が適用されるサービス

(ア) サービス内容

種類	内容	
食事の準備及び提供 ※食事代は別途発生（後述）します。	<p>(ア)利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。</p> <p>(イ)摂食・嚥下機能、その他利用者の身体状況を考慮した食事を適切な時間に提供します。</p> <p>(ウ)食事時間は、朝食7：00～／昼食12：00～／夕食17：30～を基本とします。</p>	
日常生活上の世話	食事	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して介助を行います。また必要に応じて嚥下困難者の為のきざみ食、ソフト食等の提供を行います。
	入浴	1週間に2回以上、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪等を行います。
	排泄	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やオムツ交換を行います。
	整容	適切な整容が行われるよう援助します。
	移動・移乗	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いす等への移乗介助を行います。
	服薬	配剤された薬の確認、服薬の確認、介助を行います。
機能訓練	<p>(ア)日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行います。</p> <p>(イ)利用者の能力に応じて、集団または個別に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。</p>	
健康管理	<p>(ア)訪問看護ステーションによる週に1度の訪問及びオンコール対応を受け、適切な連携を取ることで利用者の健康管理に努めます。</p> <p>(イ)歯科による介護職員への指導及び必要に応じて歯科医の往診、歯科衛生士による口腔衛生管理を行います。</p>	

(イ) 利用料金

厚生労働省が定める介護報酬のうち、当事業所が算定しているものは次の通りです。該当するものを地域単価（1単位＝10.14円）で計算し、介護保険負担割合に応じて1割から3割（実際の負担額は付表1を参照）を負担していただきます。

基本単位	要支援2	748 単位/日
	要介護1	752 単位/日
	要介護2	787 単位/日
	要介護3	811 単位/日
	要介護4	827 単位/日
	要介護5	844 単位/日
医療連携加算	39 単位/日	病院や診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護師と24時間連絡が取れる体制に対して算定しています。
認知症専門ケア加算(I)	3 単位/日	認知症に関する専門的な指導を行っている体制に対して算定しています。
サービス提供体制強化加算(II)	18 単位/日	厚生労働省が定める体制、人材要件を満たすことに対して算定しています。
介護職員処遇改善加算(I)	合計単位数の11.1%/月	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	合計単位数の3.1%/月	
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数の2.3%/月	厚生労働省が定める介護職員等の賃金改善に関する要件を満たしている場合に算定します。
口腔衛生管理体制加算	30 単位/月	歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに関する技術的助言及び指導を行う体制に対して算定しています。
初期加算	30 単位/日	初めての入居後または30日を超える入院後に再入居された場合、30日間に限り算定します。
退去時相談援助加算	400 単位/回	利用期間が1か月を超える利用者が退去する際に、退去後の保健医療または福祉サービスの利用について適切な相談援助を行った場合に1回限り算定します。

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位／日	医師により、認知症の行動・心理症状が認められる為、緊急に入居することが適当と判断されたケースでサービス提供を行った場合に7日間に限り算定します。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位／日	64 歳以下で認知症によって要介護者となった方が入居された場合に算定します。
入院時費用	246 単位／日	利用者が入院した場合、基本単位に代わって1か月のうち6日間、1回の入院で月をまたがる場合は、最大で12日間に限り算定します。 算定期間中は、当加算以外の介護サービス費は算定されませんが、部屋代及び管理費については入院中も費用がかかります。
看取り介護加算		看取りについて事業所内で指針を定めており、
45日～31日前	72 単位／日	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、療養及び介護に関する合意を得ながら、その人らしい最期が迎えられるように医療職と連携をして支援した場合に算定します。
30日～4日前	144 単位／日	
前々日～前日	680 単位／日	
亡くなった日	1,280 単位／日	
身体拘束廃止未実施減算	10%減算／日	身体拘束等の適正化のための取り組みが不十分な場合に所定単位を減算します。

(2) 実費を負担していただくもの

下表のものについては、実費を負担していただきます。なお、月途中における入退居については、部屋代及び管理費は日割り計算となります。

種類	料金
入居保証金	入居時に 100,000 円（退去時の居室清掃や補修、未精算分の料金の精算等に使用し、差額を返還します）
部屋代	月額 60,000 円／65,000 円／70,000 円 （部屋の種類により異なります）
管理費	月額 25,000 円（水道、光熱費を含みます）
食事代	日額 1,700 円（朝食 350 円／昼食 700 円／夕食 650 円）
排泄用品	紙おむつ、紙パンツ、パット類の購入にかかる費用。
寝具リース料	日額 55 円（防水シート使用の場合は交換毎 165 円を加算します）
その他	利用者または家族の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものの費用。

(3) 外部サービス

下表のサービスは、当該事業者との契約内容による別途料金が発生します。

事業者及び種類	内容
奥医院／往診	奥医院による月2回（隔週火曜日）の往診があります。
訪問看護ステーションぴーす／特別指示	主治医が重点的な医療処置が必要であると判断した場合、かつ入院せずに施設で過ごす場合に、主治医から訪問看護師に対して特別指示を出し、看護師により点滴等の医療処置を行うことがあります。1か月のうち最長で14日間が限度です。
池田薬局／薬剤の処方	主治医の指示により薬を処方、管理します。
Will／訪問理美容	毎月第3金曜日に理髪師が来所します。希望に応じて散髪、染髪、顔剃りを受けることができます。
KEiROW（ケイロウ）／訪問マッサージ	利用者または家族の希望によって、訪問マッサージを受けることができます。回数や内容は当該事業者と相談し決めることができます。
福祉用具	杖、歩行器、車いす等の福祉用具は、施設サービス利用中は介護保険適用外となり全額自己負担となります。

7 サービス利用料、その他の費用の請求及び支払い方法

- (1) 当事業所のサービス利用料の他、原則としてその他費用を合算して請求します。外部サービスの契約内容によっては支払い方法が異なる場合もあります。
- (2) 当事業所が請求する費用については、請求書及び利用明細をサービス利用月の翌月20日までに指定の宛先に郵送します。
- (3) 請求書が届きましたら、請求月の26日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。入金の確認後に領収書をお渡しいたしますので保管をお願いします。

(ア) 事業者指定口座への振り込み

銀行名：北九州銀行

支店名：本店営業部支店

口座種別：普通

口座番号：5200669

口座名義：カ) モナトリエ ダイヒョウトリシマリヤク ハマダトキエ

(イ) 契約者指定口座からの自動振替

8 協力医療機関

医療機関の名称	所在地
奥医院	北九州市小倉南区湯川 1-4-6
あき歯科医院	北九州市小倉北区片野新町 2 丁目 13-16
訪問看護ステーションピース	北九州市小倉北篠崎 1-6-5-104

9 入居にあたっての留意事項

(1) 入居開始時から入居中の留意事項

- (ア) 入居の対象者は、原則として『北九州市の被保険者』、かつ医師から認知症の診断を受けた方に限ります。
- (イ) 面会時間の制限はありませんが、17 時 30 分から 8 時 30 分まで玄関を施錠します。
- (ウ) 外出及び外泊の制限はありませんが、1 週間前までを目安にお申し出ください。それを過ぎてのお申し出の場合、不在時の食費が発生する場合があります。
- (エ) 居室や共用スペースを含む施設内の設備や備品は、本来の用法に従って利用してください。これに反した利用によって破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
- (オ) 所持品の持ち込みについて、原則として制限はありません。居室の家具等はできるだけ自宅で使用されていた馴染みの身の回り品をお持ちください。なお、金銭、貴重品の預かりはできません。紛失等による保証はいたしかねますので、自己管理ができるもののみ持参してください。

(2) 退居（契約解除）について

入居中に以下の事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約を解除し、退居していただくこととなります。

- (ア) 認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援 1 と判断された場合
- (イ) 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (ウ) 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対しサービスが不可能になった場合
- (エ) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (オ) 利用者から退居の申し出があった場合
- (カ) 事業者から退所の申し出を行なった場合（別表参照）

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が故意又は過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・精神・財物・信用等を傷つけるおそれ、又は著しい不正行為を行なうことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して2か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

10 事故発生時の対応

状態急変や介護事故の発生時には、速やかに協力医療機関と連携するとともに、緊急時対応マニュアルに基づき早期対応を行います。

11 身体拘束の禁止

当事業所では、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び家族へ十分な説明をして同意を得るとともに、その終了について協議を継続的行います。

12 虐待防止のための取り組み

当事業所では、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の通り取り組みます。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

なお、事業者はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政へ通報するものとします。

13 非常災害対策

災害等による非常時には、災害対策マニュアルに基づき、利用者の命を守る行動を最優先に行います。なお、平時の災害対策は別表の通り行います。

防災管理者	福重 秀一郎
避難訓練	火災、地震、土砂災害等を想定した避難等の訓練を年2回(火災)、(その他災害)実施します。
防災設備の整備	スプリンクラー／消火器／自動火災報知機／誘導灯／避難階段／非常通報装置／漏電火災報知器

14 苦情の受付

サービスに関する相談や苦情、要望については、次の窓口で対応します。

苦情及び要望受付担当者	福重 秀一郎	
受付時間	9時00分～17時00分	
受付方法	電話	093-967-0825
	FAX	093-967-0826
	苦情相談箱	エレベーター前に設置
外部の相談窓口		
小倉北区役所保健福祉課 介護保険係	所在地	北九州市小倉北区大手町1-1
	受付時間	平日8時30分～17時00分
	電話	093-582-3433
	FAX	093-581-1382
小倉南区役所保健福祉課 介護保険係	所在地	北九州市小倉南区若園5-1-2
	受付時間	平日8時30分～17時00分
	電話	093-951-4127
	FAX	093-923-0520
門司区役所保健福祉課 介護保険係	所在地	北九州市門司区清滝1-1-1
	受付時間	平日8時30分～17時00分
	電話	093-331-1894
	FAX	093-321-4802
若松区役所保健福祉課 介護保険係	所在地	北九州市若松区浜町1-1-1
	受付時間	平日8時30分～17時00分
	電話	093-761-4046
	FAX	093-751-2344
八幡東区役所保健福祉課 介護保険係	所在地	北九州市八幡東区中央1-1-1
	受付時間	平日8時30分～17時00分
	電話	093-671-6885
	FAX	093-662-2781

八幡西区役所保健福祉課 介護保険係	所在地	北九州市八幡西区黒崎 3 - 15 - 3
	受付時間	平日 8 時 30 分～17 時 00 分
	電話	093 - 642 - 1446
	FAX	093 - 642 - 2941
戸畑区役所保健福祉課 介護保険係	所在地	北九州市戸畑区千防 1 - 1 - 1
	受付時間	平日 8 時 30 分～17 時 00 分
	電話	093 - 871 - 4527
	FAX	093 - 881 - 5353
北九州市保健福祉局 介護保険課	所在地	北九州市小倉北区城内 1 - 1
	受付時間	平日 8 時 30 分～17 時 00 分
	電話	093 - 582 - 2771
	FAX	093 - 582 - 2095
福岡県介護保険広域連合	所在地	福岡市博多区千代 4 - 1 - 27
	電話	092 - 643 - 7055
福岡県国民健康保険 団体連合会	所在地	福岡県博多区吉塚本町 13 - 47
	電話	093 - 642 - 7859

15 秘密保持と個人情報の保護

当事業所は、守秘義務を遵守し、ご利用者様及びそのご家族様の個人情報を、以下に記載する目的でのみ使用いたします。

(1) 利用目的

- (ア) 当事業所内での担当者会議及び各種日誌への氏名等の記載等を含む介護保険サービス提供のため
- (イ) 利用者に係わる介護サービス計画等を立案するためのサービス担当者会議での情報提供のため
- (ウ) 介護支援専門員、地域包括支援センター、介護サービス事業所、自治体、医療機関その他の福祉団体との間での介護情報の収集及び提供に関する業務のため
- (エ) 介護保険事務のため
- (オ) 損害賠償保険に係る保険会社等への相談又は届出のため
- (カ) 事業所発行の通信物、展示物や掲示板への写真、氏名等の掲載のため
- (キ) 当事業所が提供するサービス品質の向上のため

第三者提供について

当事業所は以下のとおり利用者様及びそのご家族様の個人情報を第三者に提供します。

- (ア) 利用者に係わる介護サービス計画等を立案するためのサービス担当者会議での情報提供当

- (イ) 事業所のサービス提供やサービス提供に係る介護支援専門員、地域包括支援センター、介護サービス事業所、自治体、医療機関その他の福祉団体との連携に必要な限りでの介護情報の提供
- (ウ) 損害賠償保険に係る保険会社等への保険事故に関する情報の提供
- (エ) 事業所発行の通信物、展示物や掲示板への写真、氏名等の掲載

(2) 使用に当たっての条件

- (ア) 個人情報の提供は、上記に記載する利用目的の範囲内で、関係者以外に漏れることのないように細心の注意を払います。
- (イ) 個人情報を使用した方や内容について記録し、請求に応じて開示します。

(3) 使用する期間

サービス契約の期間中に限り使用いたします。

16 第三者評価(外部評価)について

実施：あり

実施日：年1回

評価機関：北九州シーダブル協会

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、利用者、代理人に本書面に基づいて重要事項及び個人情報の取り扱いに関して説明しました。

令和 年 月 日

〈事業者〉

所在地 北九州市小倉北区魚町4丁目3-8

法人名 株式会社モナトリエ

代表者名 代表取締役 濱田 時栄 印

〈事業所〉

所在地 北九州市小倉南区蒲生2丁目4-11

事業所名 グループホーム モンテラッセ

説明者名 印

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを受けるにあたり、事業者から本書面に基づいて重要事項及び個人情報の取り扱いに関して説明を受け、内容に同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所

氏名 印

〈家族代表者〉

住所

氏名 印